

令和6年度国内資源循環推進業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度国内資源循環推進業務委託

2 目的

農業における重要な資材の一つである肥料は、国際情勢の影響を受けやすく、化学肥料原料の大半を海外からの輸入に依存しており、肥料価格は国際市況に強く影響を受ける状況となっている。

一方で、農業集落排水施設から発生する汚泥（以下、「集排汚泥」という。）については、全国的に約5割が肥料として農地還元されているものの、近年その割合は横ばいとなっており、三重県においても大半が有効活用されていない状況であることから、食料安全保障の観点からも、肥料資源としてより一層の利用拡大が求められている。

価格高騰等世界情勢の影響を受けやすい化学肥料から、国内資源由来肥料への転換を促進することで、農業者の経営安定や環境への負荷軽減を図り、もって、将来にわたって持続可能な生産への転換を実現することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

本業務では、本県で発生する集排汚泥が地域内外で循環利用される仕組みを構築するため、本県における集排汚泥の供給と需要の実態を調査し、未利用の集排汚泥を肥料資源として循環させるための方策を検討する。

(1) 集排汚泥の肥料利用方法の調査

①国内における集排汚泥の肥料利用方法及び当該利用方法に用いられている肥料化技術について調査を行い、類型化し、類型毎の特徴や利点、欠点等を整理し、比較する。

②上記①の結果を三重県に報告する。

(2) 農業集落排水施設を有する市町に対する調査

①県内の農業集落排水施設を有する市町について、三重県が提供する既往資料をもとに、集排汚泥の発生量や利用量・利用方法を把握する。既往資料とは、県内16市町における集排汚泥の発生量、利用状況の調査表とする。

②市町に対するヒアリングを行い、より詳細な集排汚泥の利用方法や課題、ニーズの聞き取り、今後の利用拡大意向について把握する（5市町以上）。ヒアリングについては、オンラインも活用し効率的に行うこととし、三重県が同席する機会を設けること。ヒアリング項目は三重県と協議して作成する。

③上記調査から得られた結果を整理し、集排汚泥の肥料利用が拡大する可能性が高い施設及び自治体を抽出する（1市町以上）。

(3) 集排汚泥の肥料化利用拡大に向けた調査

①県内の農業協同組合（以下、「JA という。」、農業を営む法人（以下、「農業法人」という）、農業者、汚泥肥料製造業者等を対象に、集排汚泥利用の現状や課題、ニーズについてアンケートを実施する。調査対象数は計10者以上とする（JA、農法人、汚泥肥料製造業者は各1者以上）。アンケート項目は三重県と協議して作成

する。

②上記調査から得られた結果を整理し、肥料利用の可能性が高い関係者をヒアリング対象者として抽出する。ヒアリング対象数は5者以上とする（JA、農業法人、汚泥肥料製造業者は各1者以上）。

③ヒアリング対象者から、実現に向けた諸条件、課題等を聞き取って確認し、整理する。ヒアリング項目は発注者と協議して作成する。また、ヒアリングについては（2）の②と同様に、オンラインの有効活用並びに三重県の同席機会を設けることとする。

（4）検討

ヒアリング調査の結果から、本県における集排汚泥の肥料化利用拡大に向けて、集排汚泥の肥料化に係る収入（肥料の販売収入等）及び費用（設備投資、ランニングコスト等）を試算し、採算性について下記5の委託業務報告書に記述する。

太枠内が本業務の範囲である。

項目			備考
（1）集排汚泥の肥料利用方法の調査（国内の状況調査） 利用方法・技術について ・類型化 ・利点・欠点の整理			
↓	↓（ヒアリング項目の作成に活用）↓		
↓	（2）農業集落排水施設を有する市町に対する調査 （供給側（発生）・需要側（利用）の調査）	（3）集排汚泥の肥料化利用拡大に向けた調査 （需要側（利用）の調査）	本県における集排汚泥の 供給と需要の実態調査
↓	↓	↓	
（4）検討 集排汚泥の肥料化利用拡大に向けて収支を試算し、採算性を記述			
↓			
本県で発生する集排汚泥が地域内外で循環利用される仕組みの構築			
↓			
国内資源由来肥料への転換を促進			「1 目的」
↓			
農業者の経営安定・環境への負荷軽減			「1 目的」
↓			
将来にわたって持続可能な生産への転換			「1 目的」

5 三重県に納品する成果品

受託者は、契約期間内に、委託業務報告書の提出を次のとおり行うこと。

（1）委託業務の実施内容を記載した「委託業務報告書」

- ①報告書（紙媒体、原則としてA4判・両面印刷、ハードファイル）：2部
- ②電子データ：2部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）

何らかの理由により、上記で指定した以外のファイル形式で提出する場合は、三重県と協議のうえ提出すること。

6 業務実施の条件

- （1）業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- （2）委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- （3）委託期間内においては、必要に応じてその都度、三重県農林水産部農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。オンラインの活用も可能とする。

- (4) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

また、受託者は、成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、受託者が直接、集排汚泥の肥料利用の課題解決に使用するためであれば、受託者においても成果物を使用することができる。

- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意すること。
- (7) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、三重県がその費用を負担するものとし、その損害額は、三重県と受託者が協議して定める。
- (8) 三重県は必要に応じ、受託者に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うものとする。